

保育事業の会計



保育所とその他施設

種別	年齢	認定区分			開所時間	給食	申込
		1号	2号	3号			
保育所	0～5歳		○	○	標準:11時間 短時間:8時間	必須	市町村
幼稚園	3～5歳	○			概ね4時間	任意	幼稚園
認定こども園	0～5歳	○	○	○	4～11時間	形態による	1号:園 2・3号:市町村
地域型保育	0～2歳			○	形態による	形態による	市町村

認定区分

区分	年齢	事由
1号認定	3～5歳	保育を必要とする事由に該当しない
2号認定	3～5歳	保育を必要とする事由に該当する
3号認定	0～2歳	保育を必要とする事由に該当する

保育を必要とする事由：就労、出産、求職、育休(兄弟姉妹ありの場合)等

保育時間

区分	開所時間	
標準時間	11時間	7:00～18:00
短時間	8時間	8:30～16:30

職員配置

国の基準は以下の計算式による。市町村によっては年齢別の配置が必須の場合がある。

$$\text{必要保育士数} = \frac{4 \cdot 5 \text{ 歳児数}}{30} + \frac{3 \text{ 歳児数}}{20} + \frac{1 \cdot 2 \text{ 歳児数}}{6} + \frac{0 \text{ 歳児数}}{3} + 1$$

・定員 90 人以下の場合 +1

・調理員 利用定員 40 人以下 1 人

41 人以上 150 人以下 2 人

151 人以上の施設は 3 人（うち 1 人は非常勤）

公定価格と施設型給付費

公定価格 … 保育所の運営のため、子ども一人あたりに必要な経費を定めたもの。
定員や地域、年齢により単価は異なる。

施設型給付費 … 公定価格をもとに各市町村から支払われる。
毎月各市町村に請求する（賞与月の調整あり）。

$$\boxed{\text{施設型給付費}} = \left(\boxed{\text{基本本分単価}} + \boxed{\text{各種加算}} \right) \times \boxed{\text{年齢別園児数}}$$

地域区分 6/100 地域 : 津市

その他地域 : 松阪市・伊勢市・志摩市

主な加算

加算名	主な加算要件
主任保育士専任加算	クラス配置以外にフリーの主任保育士を配置
3 歳児配置改善加算	3 歳児の保育士配置 15 : 1
施設機能強化推進費加算	施設の防災などに取り組む

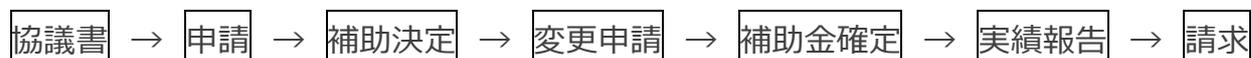
補助金

施設型給付費に加え、職員配置は園児処遇を向上させるため、県や市の補助金がある。

主な補助金

補助金名	内容
延長保育補助金	延長保育時の保育士人件費を補助
嘱託医補助金	契約する嘱託医の委託費を補助
加配保育士	基準配置以上に保育士を配置した場合の補助（障がい児対応等）

補助金請求の流れ



処遇改善加算

施設型給付費に含まれ、加算分を職員に処遇改善として支給するもの。申請に基づき施設型給付費として請求し、職員に同額を支給し、年度単位で実績報告が必要。

- ・処遇改善加算Ⅰ … 職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた加算
- ・処遇改善加算Ⅱ … 技能・経験を積んだ職員に係る追加的な加算

保育無償化

令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児、住民税非課税世帯の0歳から2歳児の利用料が無料。ただし、副食代(4,500円)は保護者負担となる。

会計処理・科目

- ・補助金があるため、かかる経費を適切に按分する必要がある。また証憑書類も実績報告に必要。そのため、福祉大臣のサービス区分を補助金別に分けている。また、小口現金とは別に補助金毎の現金を用意している。
- ・施設型給付費は通常 当月請求の当月振込のため事業未収金計上不要。ただし、賞与月は先に支払われるため、前受金計上する。
- ・園児の給食費（主食代・副食代）は施設型給付費に含まれず、保護者負担。利用料として請求。
- ・請求、未収金管理ソフトはコドモン。引落しは中京ファイナンス。
- ・主食代は年度単位で余らせてはいけないため、預り金計上し、元帳で残高を管理する。年度末は残高に合わせ、主食の発注調整や保護者請求調整をする。（志摩市のぞく）
- ・当期末支払資金残高が、当該年度の給付費収入の 30%以下とする必要がある。
- ・給付費に係る各積立資産への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、事業活動収入の 5%を超えている場合、当期資金収支差額（繰越金）等発生報告書に収支計算分析表を添えて提出する必要がある。

資金の用途制限

給付費の用途について、以前は制限が厳しかったが、現状は以下のような弾力的な運用が認められるようになった（主なもの）。

- ・同一の設置者が設置する保育所にかかる経費（建物、設備の整備・修繕、借入金の償還等）
- ・給付費を人件費や保育所施設整備積立預金として積み立て、次年度以降の経費にあてる。

積立金を使用する場合には予算計上、理事会、評議員会承認が必要

【令和 2 年 2 月】